

佐賀県規則第55号

佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成5年佐賀県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める動物とは、牛、馬、豚、鶏、<u>山羊、めん羊及びうずら</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める動物とは、牛、<u>水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及び蜜蜂</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。